

# 財政援助団体等監査

## 結果報告

(平成26年2月20日公表)

高松市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第2項、第5項および第7項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告および意見を、同条第9項および第10項の規定により公表します。

平成26年2月20日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

山下 稔 (やましたみのる)

井上 孝志 (いのうえ たかし)

落合 隆夫 (おちあい たかお)



Takamatsu City Audit Secretariat

### 高松市監査事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ [kansa@city.takamatsu.lg.jp](mailto:kansa@city.takamatsu.lg.jp)

# 平成25年度 財政援助団体等監査結果報告等について

## 1 監査対象部局

都市整備局 まちなか再生課

## 2 監査対象団体

シンボルタワー開発株式会社

## 3 監査対象施設（監査対象団体が施設の管理を行っている公の施設）

高松市立駐車場等

（高松駅前広場地下駐車場・高松シンボルタワー地下駐車場・高松駅前広場地下自転車駐車場）

## 4 所属別監査結果

No.	所管課等	指摘	意見	合計
1	まちなか再生課		1	1
2	シンボルタワー開発株式会社	1		1
	合計	1	1	2

【指摘】  
条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

【意見】  
組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

## 5 監査対象および期間

No.	監査対象		期間
	部局および団体	事務	
1	まちなか再生課	平成24年度および平成25年4月1日から同年10月25日までの、シンボルタワー開発株式会社に公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務	平成25年10月28日から 平成26年1月15日まで
2	シンボルタワー開発株式会社	平成24年度および平成25年4月1日から同年10月25日までの、高松市の公の施設（高松市立駐車場）の指定管理者として管理運営を行っているものの出納その他の事務	

## 6 監査の方法

平成24年度および平成25年度に執行した当該公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、当該監査対象団体に公の施設の管理を行わせている都市整備局まちなか再生課および公の施設の管理を行っているシンボルタワー開発株式会社から関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて事情聴取を行い実施した。

また、平成25年11月27日に、施設管理運営状況を確認するため、シンボルタワー開発株式会社において関係職員から説明を聴取するなど、実地監査を行った。

## 7 監査の結果

監査の結果、所管部局および監査対象団体の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり所管部局および監査対象団体の事務の一部に改善を要する事項が認められるとともに、事務の一部に関して、監査委員の意見を付するものである。

なお、所管部局および監査対象団体の改善を要する事項について、措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

# 高松市公の施設指定管理業務の概要

## 1 指定管理者名

シンボルタワー開発株式会社

## 2 所在地

高松市サンポート2番1号

## 3 指定管理者の選定方法

公募

## 4 指定期間

平成23年4月1日～平成28年3月31日

## 5 指定管理業務の対象となる公の施設（基本協定書第4条で定められている施設）

名称	位置
高松市立高松駅前広場地下駐車場	高松市浜ノ町1番17号
高松市立高松シンボルタワー地下駐車場	高松市サンポート2番1号
高松市立高松駅前広場地下自転車駐車場	高松市浜ノ町1番17号

## 6 指定管理料

平成24年度	
施設名	指定管理料
高松市立高松駅前広場地下駐車場	63,166,460 円
高松市立高松シンボルタワー地下駐車場	
高松市立高松駅前広場地下自転車駐車場	32,331,100 円
合計	95,497,560 円

平成25年度	
施設名	指定管理料
高松市立高松駅前広場地下駐車場	63,166,460 円
高松市立高松シンボルタワー地下駐車場	
高松市立高松駅前広場地下自転車駐車場	32,331,100 円
合計	95,497,560 円

## 7 指定管理業務の範囲（基本協定書第5条で定められている業務）

- (1) 駐車場等の供用に関する業務
- (2) 駐車場等の施設および設備の維持管理に関する業務
- (3) 利用料金（「駐車場使用料」および「有料自転車等駐車場駐車料」をいう。）の徴収および収納に関する業務
- (4) 駐車場等の利用促進に関する業務
- (5) 管理に係る報告等に関する業務
- (6) 前各号に定めるもののほか、駐車場等の管理運営に関する業務

【平成25年度 財政援助団体等監査 監査結果一覧】

H26.2.20

結果 No.	区 分 ※	項 目	公表文 該当 ページ	所 管 課 等
No.1	意見	備品の管理について	P4	まちなか再生課
No.2	指摘	個人情報の適正な管理について	P5	シンボルタワー開発 株式会社

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

## 財政援助団体等監査結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象部局

平成25年度 財政援助団体等監査  
【都市整備局 まちなか再生課】

告示番号

高松市監査委員告示第2号

告示日

平成26年2月20日

所管課等

まちなか再生課

区分

指摘

意見

指摘・意見  
の項目

備品の管理について

内 容

サンポート高松高松市立駐車場等公の施設の管理に関する基本協定書第18条では、備品の帰属についての規定がなされているが、指定管理者は、備品管理シール等により市の備品と持込備品を区別して使用しているものの、一部、帰属が明確ではない備品を使用している例が見受けられたので、今後においては、市の管理監督責任を果たすため、備品台帳や持込備品管理簿を定期的に確認するとともに、指定管理者に対し、適正な備品の管理や帰属についての指導に努められたい。

## 財政援助団体等監査結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象部局

平成25年度 財政援助団体等監査  
【指定管理者：シンボルタワー開発株式会社】

告示番号

高松市監査委員告示第2号

告示日

平成26年2月20日

所管課等

シンボルタワー開発株式会社

区分

指摘

意見

指摘・意見  
の項目

個人情報の適正な管理について

内 容

サポート高松高松市立駐車場等公の施設の管理に関する基本協定書第23条第2項の規定により、指定管理者は高松市個人情報保護条例を参考に、個人情報を保護するために必要な内部規程を定め、点検・監査体制を整備するなどの措置を講じなければならないとされているが、指定管理業務における個人情報保護に係る内部規程が定められておらず、またその点検・監査体制の整備および講じた措置について、事前協議の内容や点検・監査の証跡が残されていないので、内部規程を定めるとともに、その点検・監査の内容等を記録するなど、個人情報の適正な管理に努められたい。